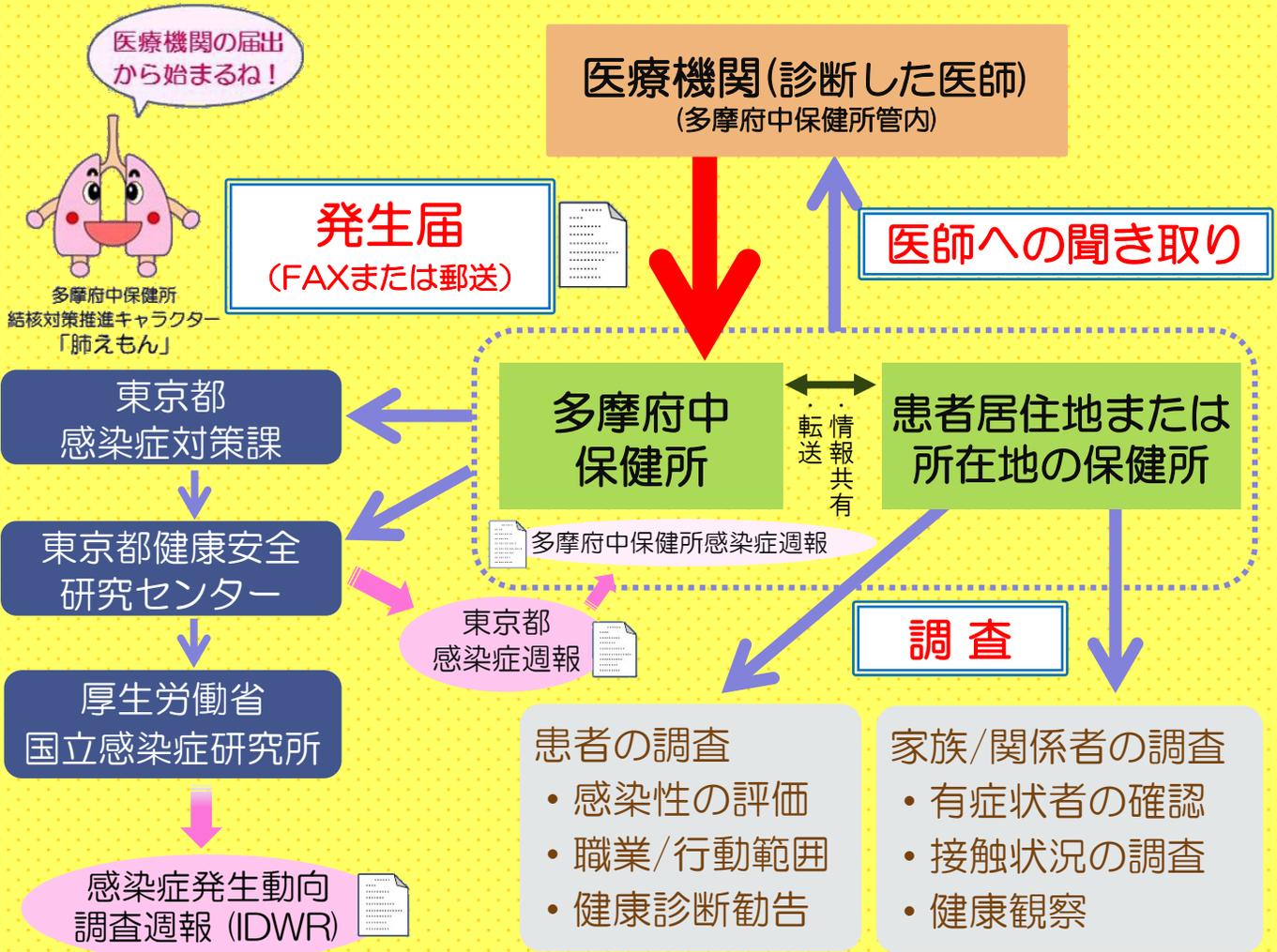


発生届 提出後の流れ



疾患別のポイント

結核 (二類感染症)

- 喀痰塗沫検査で菌陽性の場合、感染症法に基づき保健所長が入院勧告を行います。直ちに保健所に届出をお願いします。
- 結核の治療を始める場合、公費の適用があります。詳しくは保健所へ問い合わせを!

腸管出血性大腸菌感染症、細菌性赤痢、コレラ、腸チフス・パラチフス (三類感染症)

- 就業制限や健康診断勧告、家族や同じトイレを使用した人の健康調査を行うことがあります。

デング熱・チクングニア熱・ジカウイルス感染症 (四類感染症)

- 流行地に渡航歴があり、蚊に刺された可能性がある有症状者は、疫学調査の対象となる場合があります。詳しくは保健所へ問い合わせを!

麻しん・風しん (五類感染症)

- 感染拡大防止のため、患者調査や接触者 (あれば施設) 調査を行います。

東京感染症アラート

鳥インフルエンザ (H5N1、H7N9)、中東呼吸器症候群 (MERS) 等の国内で発生のない二類感染症を中心に、疑い例の段階で医療機関から保健所へ報告をいただき、早期に病原体検査を実施する東京都の仕組みです。疑い患者を診察した場合は保健所へ問い合わせを!